

介護老人福祉施設重要事項説明書

ユニット型 特別養護老人ホーム 杜の郷

< R6 年 10月現在 >

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0467-76-3800 (8時30分～17時30分まで)

担当 相談員・介護支援専門員

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 ユニット型 特別養護老人ホーム 杜の郷の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ユニット型 特別養護老人ホーム 杜の郷
所在地	神奈川県綾瀬市寺尾南1-5-31
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (神奈川県 1474400643号)

(2) 同施設の職員体制

R6年8月1日現在

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	施設長資格	1名以上		
医師	医師		1名以上	健康管理
生活相談員	介護福祉士	1名以上		
管理栄養士	管理栄養士	1名以上		
機能訓練指導員		1名以上		
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上		
事務職員		名()	1名以上	
看護職員		3名以上		
介護職員		30名以上		

上記人員体制は、加算の状況により変わります。

()内は男性再掲

(3) 同施設の設備の概要

定員	90名(9ユニット)	1ユニット=10名	
居室	個室	90室(1室12.91㎡～)	医務室 1室
			共同生活室 1室(各ユニット)
浴室	個別浴槽と特殊浴槽があります。	談話スペース	各フロアー

3 サービス内容

施設サービス計画の立案	食事
入浴	介護
機能訓練	生活相談
健康管理	特別食の提供
理美容サービス	行政手続代行
日常費用支払代行	
所持品保管	
レクリエーション	
栄養ケアマネジメントの計画立案等	

4 利用料金

介護保険の適用を受けるもの

サービス費用(綾瀬市5級地)10,45円

内容	単位数	サービス料	金額(1割負担)	金額(2割負担)	金額(3割負担)	備考
要介護度1	670単位	7,001円	701円	1,401円	2,101円	1日の料金
要介護度2	740単位	7,733円	774円	1,547円	2,320円	
要介護度3	815単位	8,516円	852円	1,704円	2,555円	
要介護度4	886単位	9,258円	926円	1,852円	2,778円	
要介護度5	955単位	9,979円	998円	1,996円	2,994円	
初期加算	30単位	313円	32円	63円	94円	1日の料金(入所から30日の期間)
外泊時加算	246単位	2570円	257円	514円	772円	1日も料金(利用料に代わってかかる)
夜勤職員配置加算Ⅱ2	18単位	188円	19円	38円	57円	1日の料金
療養食加算	18単位	188円	19円	38円	57円	1日の料金(療養食を利用した場合)
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位	31円	3円	6円	9円	1ヶ月の料金

褥瘡マネジメント 加算（Ⅱ）	13 単位	135 円	14 円	28 円	42 円	1 ヶ月の料金
栄養マネジメント 強化加算 ※未実施	11 単位	114 円	11 円	22 円	33 円	1 日の料金
精神科医療療養指 導加算	5 単位	52 円	6 円	11 円	16 円	1 日の料金
日常生活継続支援 加算	46 単位	480 円	41 円	96 円	144 円	1 日の料金
看護体制加算Ⅰ2	4 単位	41 円	5 円	9 円	13 円	1 日の料金
個別機能訓練加算 （Ⅰ）	12 単位	125 円	13 円	25 円	38 円	1 日の料金
個別機能訓練加算 （Ⅱ）	20 単位	209 円	21 円	42 円	63 円	1 ヶ月の料金
退所時栄養情報加 算	70 単位/1 回	731 円/1 回	74 円/1 回	147 円/1 回	220 円/1 回	1 回の料金
退所時情報提供加 算	250 単位/ 1 回	2,612 円/ 1 回	262 円/1 回	523 円/1 回	784 円/1 回	1 回の料金
介護職員等処遇改 善加算Ⅰ 14.0%			総単位数 ×14.0% の料金	総単位数 ×14.0% の料金	総単位数 ×14.0% の料金	
協力医療機関連携 加算	100 単位	1,045 円	105 円	209 円	314 円	1 ヶ月の料金
科学的介護推進体 制加算（Ⅰ） ※未実施	40 単位	418 円	42 円	84 円	126 円	1 ヶ月の料金
科学的介護推進体 制加算（Ⅱ）	50 単位	522 円	52 円	104 円	156 円	1 ヶ月の料金
口腔衛生管理加算 （Ⅰ） ※未実施	90 単位	940 円	94 円	188 円	282 円	1 ヶ月の料金
口腔衛生管理加算 （Ⅱ） ※未実施	110 単位	1149 円	115 円	230 円	345 円	1 ヶ月の料金
安全対策体制加算	20 単位	209 円	21 円	42 円	63 円	入所時 1 回まで

※利用料及び加算料等は介護報酬に係る利用者負担金（費用全体の 1 割・2 割・3 割の方がいます）

居住費・食費

介護保険負担限度額認定にご負担が軽減される場合があります。

利用者負担	ユニット型個室 居室費（1日あたり）	食費 （1日あたり）	
第1段階	880円	300円	
第2段階	880円	390円	
第3段階①	1,370円	650円	
第3段階②	1,370円	1,360円	
減免なし	2,060円	1,806円	

介護保険負担限度額認定は介護保険担当課に申請書提出後、減額認定証の交付を受ける必要があります。お住いの市町村介護保険課へお問い合わせください。また、必ず限度額認定証の提出をお願いいたします。請求金額が変わります。

介護保険給付対象外のサービス（個別のサービス）

特別な食事の費用	実費	・ご本人・ご家族希望によるほうじ茶・麦茶・緑茶等以外の嗜好飲料 ・ご本人・ご家族希望による献立表記載以外の嗜好食品・栄養補助食品
理容・理美容	実費	ご本人希望による業者への費用
教養娯楽の費用	実費	ご本人希望により、嗜好品・レクリエーション備品を購入した場合やクラブ活動に参加した場合。
契約終了後の後残置物の配送料	自費	解約日よりおおむね10日以内 *応相談
送迎費 ※施設送迎は9:30（施設発）～17:00（施設着）まで となります。 ※送迎等に係る駐車場料金	① 1 ^{キロ} から5 ^{キロ} 1000円+GS代として ^{キロ} 20円 ② 5 ^{キロ} から10 ^{キロ} 1500円+GS代として ^{キロ} 20円 実費	希望の地域外の送迎 入退居・通院・入退時、施設が送迎する場合 ※救急時・協力病院の送迎は除きます。（時給相当+ガソリン代）
移送サービス	実費	業者による
電気代（個人の使用）	1円/日	ラジオ
	31円/日	電気毛布
	10円/日	テレビ（20型クラス）
	21円/日	テレビ（30型クラス）
	31円/日	電気アンカ
	34円/日	冷蔵庫 大（137L）
	34円/日	冷蔵庫 小（46L）
	12円/日	パソコン
	25円/日	扇風機

	2 円/日	髭剃り
	1 円/日	携帯電話
		その他 その都度検討
日常生活品費	実費	ご本人の希望による個別の物 *緊急、及びやむをえない場合のみ
買い物代行 駐車場代等	交通費+1000円/時給 実費	ご本人・家族が希望した場合 *緊急、及びやむをえない場合のみ
健康管理	実費	医療保健以外の医薬品で医師の指示のあるもの。インフルエンザ予防接種等
私物のクリーニング	実費	業者による
預り金の出納管理費	1,000 円/1 ヶ月	施設以外（理美容業者や受診料、日常生活品等）の支払いをご利用者様、ご家族様に代わり預かり金通帳より支出する場合の出納管理費 *現金でのお預かりはしていません。現金支払いの場合は窓口で直接支払いになります。（出納管理費なし）
外出の付き添い	1,000 円/1 時間	ご本人・ご家族の希望による
代金回収手数料	100 円/月 1 回	請求金額回収手数料

支払方法

料金は1ヶ月ごとに計算し、請求いたします。翌月27日以下のいずれかの方法によりお支払いいただきます。（1ヶ月に満たない場合は日割り計算となります）

- 1、窓口で現金払い
- 2、施設指定の銀行口座への振り込み
- 3、金融機関口座からの自動引き落とし

5 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあればご入所いただけます。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

① お客様のご都合で退所される場合

退所を希望する日の1日前までにお申し出下さい。

※ただし、情報提供は後日になる場合があります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自

立)または要支援と認定された場合

※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

- ・ お客様がお亡くなりになった場合若しくは被保険者資格を喪失した場合

③ その他

- ・ 契約者または連帯保証人（以下「契約者等」）が事業所に支払うべき利用料等の費用を適正な理由なく2ヶ月以上滞納した場合には、事業所は契約者等に対して、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額を支払うように催告します。右催告にもかかわらず支払いがされないときは、事業所はこの契約を解除することができます。又、滞納額が高額に上る等特別な事情があり緊急性が認められるときは、事業所は催告をすることなく本契約を解除することができるものとします。
- ・ 事業所は、利用者またはその身元引受人ないしご家族（内縁関係等関係者を含む）が故意に令違反その他事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなど共同生活を妨害するような行為を行い、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となったと認められるときは、文書による通知によりこの契約を解除することができます。
- ・ お客様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了**30日**前までに文書で通知いたします。
- ・ ご契約者・ご家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（介護職員へのハラスメント等）を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合（施設とご家族との間に信頼がない場合等）契約を解除する場合があります。
- ・ 連帯保証人が1名の場合、利用料金について通告したのにも関わらず1カ月以上利用料金が滞納した場合には事業者は契約を解除することができます。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 千寿会の理念

地域の人々が安心して暮らせるように、専門職による、安全で良質な介護サービスを提供する。

・ユニットの理念

地域を感じ、個別性を尊重した自立したユニット生活の提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	月1回実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	

その他	○	安全上、居室等にお名前の表示
-----	---	----------------

(3) 施設利用に当たっての留意事項

・面会	10時より18時	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者は、必ず面会簿の記入をお願いします。 ・生物の持ち込み制限あり。 ・職員の確認できないところでの品物のやり取りは施設として責任を負いかねます。
・外出、外泊	事前申請有	<ul style="list-style-type: none"> ・外泊加算については、1ヶ月について連続して6泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。なお、外泊中の費用は介護報酬上の要件においてのご負担と、入院外泊の場合は、居住費(2、180円)の全額を頂きます。
・飲酒、喫煙	医師の指示により	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の喫煙場所以外での喫煙はできません。 ・飲酒時間の調整や、制限をさせていただきます。
・設備、器具の利用	制限あり	<ul style="list-style-type: none"> ・居室及び共有施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ・故意に、又はわずかな注意をはらえば避けられたにもかかわらず、施設、整備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状復帰していただくか、または、相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ・安全衛生上等の管理が必要な場合、必要な措置をとることができるものとします。

・金銭、貴重品の管理 (預かり金以外)	制限あり	ご家族等での管理をお願いしております。なお、持込まれた場合には施設での責任は負いかねます。
・所持品の持ち込み 基本名前はすべて記入	制限あり	・介護が安全にできるまでの範囲とする。 ・危険物(コンロ・刃物・ろうそく・お線香等) ・安全上高さ制限あり ・その他応相談
・施設外での受診	希望により	・送迎について、業者を利用する場合は自己負担あり ・受診付き添いについて、ご家族にご協力お願いする場合あり ・その他調整による。
・宗教活動	制限あり	当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動、営利活動を行うことはできません。
・ペット・植物	持込み禁止	

(4)その他

- ・お客様は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることを深く認識し、ホームの秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。
- ・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。
- ・入院中の居室料等の支払いの取扱いの方法は、通常のとおりとさせていただきます。
また、入院中の居室を利用させていただく場合があります。(空床をショート利用する場合等)その場合、居住費の支払いがなくなりますが、お荷物等について相談調整させていただきます。
- ・感染症や事故防止等の安全管理体制について
状況により、対応・改善等させていただきます。
- ・賠償責任保険等の対応
当施設において、施設の責任においてご契約者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められた場合には、契約者の置かれた心身の状況により、相当と認められる場合に限り、施設の損害賠償額を減じる場合があります。
- ・契約者、又は身元保証人は介護保険者証以外の各種、証書の更新の管理、手続き、期間管理を行います。

7 緊急時の対応方法

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8 非常災害対策

・防災時の対応	マニュアル 有	
・防災設備	有	屋内消火栓・スプリンクラー ・消火器等
・防災訓練	有	年／2回
・防火責任者	施設長	

9 身元保証人・連帯保証人等

身元保証人（契約書第 13 条参照）

- 1 契約者は、神奈川県内又はその周辺（近県を含む）に在住する身元保証人 2 名を定めるものとする。
- 2 前項の身元保証人は、この契約に基づく契約者の施設に対する責務について契約者と連帯して履行の債を負うとともに、次の定める事項について必要な行為をします
 - (1) 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続き
 - (2) 契約者が契約書第 8 条に定める事由により契約解除の通告を受けた場合、契約者の身柄の引き取り又は移転先の確保
 - (3) 契約者が死亡した場合、遺体の引取、遺留金品等の処理に関する手続き
 - (4) 前各号の他、契約者の身の上に関する必要な処置

連帯保証人（契約書第 14 条参照）

- 1 連帯保証人は、事業者に対し、契約者が負担する利用料を連帯保証限度額 100 万円の範囲内で連帯して保証する。
- 2 事業者は、連帯保証人に対して、本契約に先立ち、下記の項目について情報の提供を行い、連帯保証人は情報の提供を受けたことを確認する。
 - ① 利用内容及び利用料金収支の状況
 - ② 利用者が介護保険利用料金以外に負担している料金（介護保険外費用）の有無並びにその額及び履行状況

連帯保証人・連帯保証人の変更（契約書第 15 条参照）

- 1 契約者は、身元保証人、連帯保証人が死亡もしくはその資格を喪失したときは、その旨を直ちに事業者へ通知し新たに身元保証人、連帯保証人を立てます。
- 2 事業者は、契約者において連帯保証人を立てがたい、真にやむを得ない特別の事情があると認められるとき、連帯保証人を立てないことを承認することができます。
- 3 契約者は、前項により連帯保証人を立てることができない場合、次に定める事項について、施設の指示に従うものとし、約定下事項について別に事業者、契約者間において書面を取り交わします。

：この契約に基づく契約者の事業者に対する責務履行の確保に必要な措置

：疾病等により医療機関に入院を要する場合の承諾及び医療機関の選定並びに入院の確保に必要な措置

：養護老人ホーム・ケアハウス等の施設に移転が必要になった場合の移転先の選択その移転先に必要な措置

：死亡した場合において葬儀・遺骨の埋葬・遺留金品に関する必要な措置

：前各号の他、この契約の履行にかかわる契約者の身上に関する措置

10 虐待防止のための処置に関する事項

入所者、利用者の人権擁護、虐待防止の為、以下の処置を行います。

- ① 虐待防止のための指針設置と整備
- ② 従業者への虐待防止のための研修（年 2 回）
- ③ 上記処置を適切に実施するための担当者設置

11 サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当施設ご利用者相談・苦情担当 生活相談員 電話 0467-76-3800

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ② 綾瀬市高齢介護保険課 電話 0467-70-5636

- ③ かながわ福祉サービス運営適正化委員会 電話 045-311-8861

- ④ 神奈川県国民健康保険団体連合会 電話 045-329-3447

- ⑤ 第三者委員会 鈴木勝一 電話 090-1533-7071

古知屋光洋 電話 090-1539-7889

12 当法人及び当事業所の概要

1	特別養護老人ホームの経営
2	老人短期入所事業の経営
3	老人デイサービスセンターの経営
4	包括支援センターの経営
	その他これに付随する業務

施設・拠点等	特別養護老人ホーム	2カ所
	短期入所生活介護	2カ所
	通所介護・介護予防通所介護	2カ所
	居宅支援センター	2カ所
	地域包括支援センター	1カ所

13. その他

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所・入居にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 ユニット型 特別養護老人ホーム 杜の郷
所在地 神奈川県綾瀬市寺尾南1-5-31

説明者 所属 氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要な事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

利用者 住所 氏名 印

連帯保証人 住所 氏名 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 4,858.66㎡
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[包括]平成26年4月指定

[居宅介護]平成26年5月指定 神奈川県 1474400692号

[短期入所生活介護]平成26年9月指定 神奈川県 1474400767号

[通所生活介護]平成26年11月指定 神奈川県 1474400791号

(4) 施設の周辺環境*

(日当たり等)

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等もを行います。

3名の看護職員を配置しています。(常勤換算)

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練士を配置しています

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

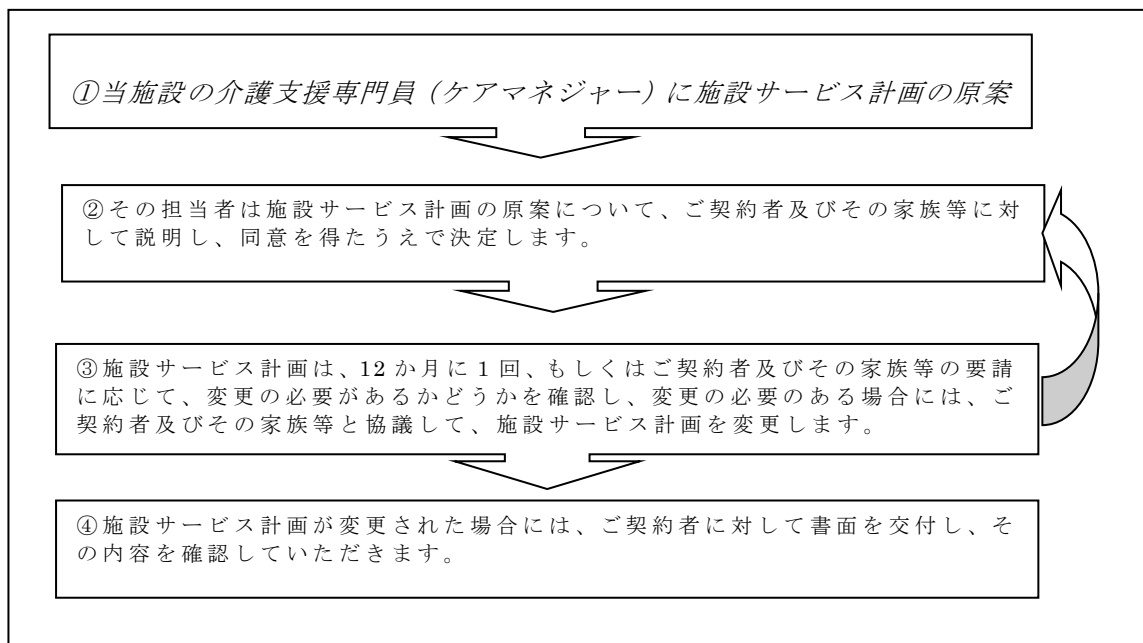
1名の委託医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。

(契約書第2条参照)



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、契約終了後5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、施設での生活状況をご家族様に把握、ご理解して頂く為、施設内に写真等、掲示させて頂く事があります。尚、掲示してある写真等をSNS等、外部に漏らす行為は硬くお断りさせて頂いています。
ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

⑦郵便物の取り扱いは以下の通りです。

①ご利用者様にお渡しするかご家族（身元保証人等）様、来設時にお渡しします。

※郵便物は毎月1回、取りに来ることをお願いしています。

②行政からの書類等は開封し内容を確認させていただきます。

（郵便物によっては手続き期限がある場合があるため）

※郵便内容について施設が責任を負う事はありません。

※杜の郷に住所地がある場合は、ご家族（身元保証人等）様住所に転送することもできます。

※ご家族（身元保証人等）様住所に郵便物を郵送する場合の料金は、ご家族様負担とします。